p×χ

算式の符号

p　第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

χ　指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）×0.99189

q／rに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2×δ）×0.984

q2×δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q1　前項の規定によつて算定した額

q2　第31条第3項第1号の算式の符号Bに同じ。

δ　指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

r　改正前の省令附則第14条の9第1項の規定によつて算定した額

4　当該新市町村が指定都市である合併関係市町村のうち合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村に係る所得割の基準税額は、第五十条第一項第一号㈠の規定によつて算定した額から、当該新市町村について第一項の規定によつて算定した額から第二項の規定によつて算定した額を控除して得た額を合併関係市町村の算定前年度の市町村民税の所得割に係る基準税額によつて按分した額を控除して得た額とする。

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　平成三十年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における平成三十年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　平成二十九年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における平成二十九年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.75＋C

算式の符号